

## 農村地域への工業等の導入に関する基本方針の変更の公表について

農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第3条第3項の規定に基づき、農村地域への工業等の導入に関する基本方針を次のように変更したので、同条第5項の規定に基づき、公表する。

平成8年6月24日

農林水産大臣	大原	一三
通商産業大臣	塚原	俊平
運輸大臣	亀井	善之
労働大臣	永井	孝信

### 農村地域への工業等の導入に関する基本方針

農村地域への工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ。）の導入については、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「法」という。）第3条第1項の基本方針に即して、計画的にその促進を図ってきた。

この結果、昭和46年の制度発足以降これまでに多くの農村地域で工業等の導入が行われ、農業と工業等との均衡ある発展と雇用構造の高度化に貢献してきたが、一方では、工業等の導入が行われず地元における安定した就業機会が不足し、これらによって人口の流出が続く等地域活力の低下が懸念される地域も残されている。

我が国農業・農村については、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う影響を極力緩和するとともに、農業構造の改善を加速的に推進し、その持続的な発展を図っていくため、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を図ることが急務となっており、各般の農業振興施策の推進と併せて農村地域における就業機会の増大を図ることが不可欠となっている。

また、国土の均衡ある発展と健全な農村地域社会の形成を進めていくためには、農村地域のもつ様々な資産を活用した多様な就業機会の確保が重要であり、地域の自主性と連携に基づく計画的な企業誘致、産業振興等を進めることが重要となっている。

したがって、今後は、安定した就業機会の不足している地域に重点を置きながら、経済の安定的な成長と国際化の著しい進展の下での企業の立地動向及び立地要因の変化、雇用情勢の変化、農業及び農村社会の変化、都市生活者の地方就業意向を高まり、ゆとりと豊かさのある生活を実現することへの要請、厳しい財政事情等現下の諸情勢を勘案し、より一層の効率的かつ重点的な運用にも配慮して、地域開発に関する諸制度との調和と連携を図りつつ、地域の内発的・主体的な地域開発の方向及び総合的な産業立地条件等地域の特性に即した農村地域への工業等の導入を推進する必要がある。

このため、平成12年度を目標年次として以下の方針により、農村地域への工業等の導入を促進するものとする。

#### 1 農村地域への工業等の導入の目標

(1) 農村地域における土地利用に関する計画等農村整備の方向に即し、地域社会と

の調和、公害の防止等環境の保全及び農業をはじめとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある工業等の導入を図る。特に、工業等の導入が十分には行われておらず、安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて工業等を誘導し、国土の均衡ある発展に資する。

- (2) 工業等の立地については、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画との調整を行った結果、当該地域の実施計画（法第5条第1項又は第2項の実施計画をいう。以下同じ。）に定められた工業等導入地区（法第5条第3項第1号の工業等導入地区をいう。以下同じ。）において行われるよう誘導する。

この場合において、工業等の導入が十分に行われていない工業等導入地区については、広域的な経済圏の形成と工業等の適正配置の観点から見直しを行いつつ、工業等が導入されるよう誘導する。

- (3) 工業等の業種については、雇用効果の大きい内陸型業種を中心に成長性と安定性のあるものを対象とする。

この場合において、公害のおそれのない業種又は公害防止設備を完備した企業の導入を図る等環境保全に配慮するとともに、地域内発的に産業を育成するという観点から地域資源又は地域に賦存する技術等の資産を活用する工業等や農業を支援する機能を有する工業等の振興に努め、これらを工業等導入地区に誘導するよう配慮する。また、外資系企業の導入及び新商品の開発や新分野への進出を目指す新規事業の導入・育成にも配慮する。

- (4) 既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進するとともに、必要に応じて複数の工業等導入地区にわたる広域的な工業等の配置を進める。

この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上、環境の保全に留意したローカルエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、工業等導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色をいかした工業等の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放等従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

- (5) 道路貨物運送業、倉庫業等の導入については、流通機能の全国的な展開や都市部における施設用地の不足、物流コスト低減の要請の高まり等の情勢を踏まえ、道路等交通網の整備状況や広域的にみた物流需要等の立地条件面の整備に配慮しつつ、物流拠点の適正配置に努める。また、物流の効率化を図る観点から、情報システムの整備、流通加工機能、保管機能の充実等により物流サービスの高度化を図るとともに、工業等との一体的立地の促進に努め、工業等との連携強化や都市との交流促進に努める。

- (6) 労働力需給等地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入された工業等の労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。

この場合において、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮する。

## 2 農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標

農村地域への工業等の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、地域農業の担い手の育成・確保に十分配慮しつつ、導入された工業等の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、市町村等は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進及び新規学卒者をはじめとする若年層の定着化を図る。

また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに地方志向の高まりに対応した人材の地方環流の円滑化に努める。

## 3 農村地域への工業等の導入とあいまって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、かつ、「ウルグァイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」（平成6年10月25日緊急農業農村対策本部）の方向に即し、農村地域への工業等の導入と関連付けて農業構造の改善を図るよう努める。

この場合において、農村地域への工業等の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、工業等の導入により確保された就業機会の質や量等に配慮し、導入された工業等に就業した農業従事者を含めた地域ぐるみの対応の中で、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）等地域の中核的な農業経営への農用地の利用の集積及び地域農業の組織化を図ることにより国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。

また、農業を支援する機能を有する工業等と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。

さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ加速的に推進するとともに農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進める。

## 4 1から3までの目標を達成するために必要な事業の実施に関する事項

1から3までの目標を達成するため、地域の実情に応じ、次により必要な事業を実施する。

### （1）施設等の整備

農村地域への工業等の導入を促進するためには、将来の見通しを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤をはじめとする定住条件の整備を促進することが肝要であり、次の施策の実施に努める。

この場合において、安定した就業機会の不足する地域での産業基盤の整備、広域的な観点からの立地条件の整備や工業再配置促進法（昭和47年法律第73号）、高度技術工業集積地域開発促進法（昭和58年法律第35号）及び地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和63年法律第32号）に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境をいかしつつ定住条件の整備を進め、ゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

また、市町村単位で整備することが困難なものについては、都道府県、関係市町村等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。

#### ア ハードな産業基盤の整備

工場等の立地に必要な用地、共同流通業務施設、道路、工業用水道、通信運輸施設等のハードな産業基盤の整備を計画的に進める。

この場合において、地域の特色をいかしつつ工業等の導入を促進する観点から、導入すべき工業等の特性及びニーズを十分に把握し、適切な立地条件を有する特色ある工業等導入地区の計画的な設定を促進する。工場用地等の取得、造成については、その各段階において周辺地域を含む地域全体の工業等の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況、工業団地の需給状況、周囲の企業の立地状況、地域における物流網の状況等導入の可能性を十分に勘案の上実施する。

#### イ ソフトな産業基盤の整備

関係機関、団体等の協力を得て、工業等導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者や下請企業の確保、企業情報、技術者情報、受発注情報及び技術情報の入手等ソフトな産業基盤の整備を進め、そのために必要な高度な技術に関する情報関連施設、交流施設、教育訓練施設等の整備にも努めるとともに、既存の公設の試験研究機関を広く開放することにより企業等との交流、連携等を図る。

この場合において、地域に立地している企業がこれらの必要な情報を容易に入手できるよう、地方都市におけるこれらのソフトな産業基盤の活用に配慮する。

#### ウ 生活基盤等定住条件の整備

工業等の円滑な導入を図るとともに、定住促進に資するため、農村地域における定住条件の整備を計画的に進める。

この場合において、定住条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、工業等の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基盤の一体的整備、文化の振興に努める。

### (2) 職業紹介の充実等

農村地域に導入される工業等に農業従事者が円滑に就業することを促進するため、次の施策を実施する。

#### ア 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

#### イ 職業紹介等の充実

農業従業者がその希望及び能力に応じて導入される工業等に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入される工業等へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用に努めるとともに、企業が高付加価値分野や新分野への事業展開を図る場合の支援に努める。

また、労働者の雇用の安定及び福祉の向上を図るため、雇用安定事業による助成及び福祉施設の効率的な設置等雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

#### ウ 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、農村地域に導入される工業等への中高齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用とあいまって既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等の活用により、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

### (3) 農業構造の改善

農村地域への工業等の導入とあいまって、農業構造の改善を図るため次の施策を実施する。

#### ア 農業経営基盤強化促進対策の促進

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現するため、農業経営基盤強化促進事業等の活用を図りつつ、認定農業者等を中心とした地域農業の早期確立を図る。

この場合において、経営感覚に優れ、国際化に対応し得る力強い農業経営の育成をめざし、全国、都道府県及び市町村の各段階に設置されている経営改善支援センターが中心となり、認定農業者等の育成・確保等に努めるとともに、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人等との連携協力により、これら認定農業者等に対する農地の流動化に積極的に取り組む。

また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進する等重点的かつ効果的な実施に努める。さらに高齢者の能力の適切な活用等に配慮しながら、地域の農業生産の担い手の育成、生産組織の育成のための諸施策を進める。なお、これらの施策を円滑に進めるため、都道府県及び市町村の構造政策推進会議の活用を図る。

#### イ 農業生産基盤及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に大区画ほ場整備等の高生産性農業基盤整備を事業効果の早期発現を図る観点から重点的かつ加速的に進めるとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

この場合において、農業と工業等との均衡を図る観点から、ほ場整備と併せて工場用地等の確保を図るなど、農業生産基盤等の整備と工業等の導入促進があいまって計画的に実施されるよう努める。

## 5 その他農村地域への工業等の導入に関する重要事項

### (1) 農村地域への工業等の導入の広域的推進

農村地域への工業等の導入の円滑な推進を図るためには、近年の工業等の立地の動向、在宅通勤圏の広域化、農村地域における労働力の需給状況等社会情勢や地域の実態の変化に対応し、自然的、経済的、社会的諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる広域の単位で導入を進めていく必要がある。

特に、中山間地域等立地条件に恵まれない地域については、広域的観点からの工業等導入の主旨を最大限に生かし、関係する市町村間において産業基盤・生活基盤等整備の機能分担を図るとともに、一体的な計画策定、企業誘致等への取組を推進することが必要である。

このため、次により都道府県が策定する指針等により関係市町村を指導して工業等の広域的な導入を進めるとともに、地域の実情に応じ、法第5条第1項3号の実施計画（以下「拠点実施計画」という。）及び同条第2項の実施計画（以下「広域実施計画」という。）の制度を活用しつつ工業等の広域的な導入を推進する。

#### ア 広域的推進のための指針の策定等

都道府県は、地域の中心となる都市との連携や環境の保全に留意しつつ、自然的、経済的、社会的諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる広域の単位ごとに、工業等の導入の推進に当たっての指針（以下「広域指針」という。）を策定する等して、関係市町村の協力の下に広域的な視点に立った工業等の導入が図られるよう指導する。

この場合において、都道府県は、既に策定した広域指針について、今後の産業基盤の整備の進展等による立地条件の変化等を勘案して随時その見直しを行うよう努める。また、広域指針の策定及び見直しに当たっては、都道府県及び市町村の地域振興に関する計画等との調和に配慮する。

広域の見地から就業機会を確保しようとする市町村は、広域における工業等の導入の可能性を調査するとともに、都道府県及び関係市町村との連携を密にする。

#### イ 拠点実施計画の策定

都道府県は、拠点実施計画を作成する場合、当該実施計画に係る地区の工業等を導入することにより当該地区を拠点として周辺の農村地域にも工業等の導入が促進されるよう、自然的、経済的な立地条件等を勘案して、工業等導入地区の選定を行うとともに、必要な産業基盤の整備を進める等計画的に導入促進を図る。

#### ウ 広域実施計画の策定

都道府県は、広域実施計画を作成する場合、当該計画の対象地域が就業機会の特に不足している地域であることに留意し、工業等導入地区については、関係市町村との連携協力の下に、当該地域の特色を十分に踏まえて工業等の導入の可能性を勘案しつつ選定を行うとともに、必要な産業基盤、生活基盤等の整備については、関係市町村における適正な機能分担の下、現在の整備の状況を踏まえ、導入を予定する工業等の特性及びニーズに応じた立地条件等を考慮して進める等計画的に導入促進を図る。

この場合において、都道府県は、関係市町村の基本構想等との調和に配慮する。

また、都道府県又は市町村は、広域指針等に即して既存の実施計画の見直しを行い、地域の条件に応じ広域実施計画の制度の活用を図る。なお、実施計画

の見直しに伴って工業等導入地区を取り消す場合は、周辺の土地利用、当該地区の土地の形質等に対応して、取消し後の土地が適切に利用されるよう配慮する。

#### エ 広域的推進のための体制の整備

工業等の導入の広域的推進に当たっては、当該地域に含まれる市町村は、それぞれの特性をいかした均衡ある発展が地域全体として図られるよう工業等導入地区の適切な配置、導入すべき工業等の業種及び規模等について配慮し、都道府県は、それぞれの市町村の特性をいかにしながら地域全体として均衡ある発展が図られるよう工業等導入地区の適切な配置、導入すべき工業等の業種・規模等について指導するとともに、そのための生活基盤の整備、アクセス道路の整備等について配慮する。

また、都道府県は、関係市町村の連携協力体制の整備に努め、一体的な企業の誘致等の活動が円滑に行われるよう指導するとともに、広域指針等の対象地域における工業等の導入状況、労働力需給の見通し、農業構造の改善の状況等についての各種の情報を関係市町村に提供するように努める。

#### (2) 工業等導入地区に関する情報の周知徹底及び立地後の企業の指導

工業等導入地区に関する情報、法に基づく企業の優遇措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、工業等導入地区への工業等の導入のあっせん活動を積極的にかつ継続して進める。特に、道路貨物運送業、倉庫業等については、関連業種との一体的な立地の推進にも配慮しつつ、その一層の推進を図る。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

#### (3) 下請関連企業及び地元中小企業の育成

農村地域に導入された工業等の円滑な活動を確保するため、過密公害移転等貸付制度等中小企業に対する立地関係助成制度を活用し、下請関連企業の移転を円滑に進めるほか、地元中小企業を積極的に育成する。

#### (4) 環境の保全等

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な工業等の導入に当たっては、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、すぐれた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理など大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努めるなど、農村地域の環境の保全に十分配慮する。

また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

#### (5) 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止、新規学卒者等若年者の地元就職及びUターン希望者の雇用機会の確保に資するよう、工業等の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。

#### (6) 過疎地域等への配慮

過疎地域、山村地域等への工業等の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携に留意しつつ、その円滑な実施が図られるよう努める。

#### (7) 農業団体等の参画

実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、工業等の導入の円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定

着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

(8) 連絡調整体制の確立

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、都道府県は、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

(9) 農村地域工業導入促進センターの活用

農村地域への工業等の導入を円滑に推進するため、農村地域への工業等の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、広域指針及び実施計画の策定等に関する助言、立地企業の情報交換・交流促進等を行う財団法人農村地域工業導入促進センターの活用に努める。